

# 令和6年度「小児インフルエンザ任意予防接種費用一部助成事業」のお知らせ

## ■接種対象者

生後6カ月～高校3年生相当の中央区民の方  
(2006年4月2日～2024年7月1日生まれの方)  
◎接種を受けることの義務はなく、希望する場合に限り接種を行います。

## ■接種場所

中央区内の実施医療機関  
※接種場所は区のホームページに掲載しています。

## ■助成金額

1回あたり2,000円  
※助成額を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。  
※予診のみの場合は助成対象外です。

## ■実施期間及び接種回数

令和6年10月1日～令和7年1月31日  
実施期間中に6カ月の誕生日を迎えられる方は、誕生日以降に接種してください。実施期間外や誕生日前の接種は区の助成対象外です。

- ① 生後6カ月～12歳の方 2回まで(接種間隔:2～4週間)
  - ② 13歳～高校3年生相当の方 1回まで
- ※1回目の接種が12歳、2回目の接種が13歳の場合は、2回まで助成します。

## ■持ち物

母子健康手帳、健康保険証またはマイナンバーカード、乳幼児の医療証、子ども医療証または高校生等医療証  
※保護者ではない方が同伴する場合:委任状(詳細は「**■保護者の同伴について**」をご覧ください。)

## ■接種と助成の方法

- (1) 実施医療機関に、助成制度による接種希望であることを伝えてください。接種費用や予約の可否は、直接実施医療機関にお問い合わせください。
- (2) このお知らせをよく読んで、予防接種を受けるか決めてください。予診票は、実施医療機関に設置しています。予防接種を希望する場合、医療機関で予診票を受け取り、必要事項を記入してください。
- (3) 料金支払時に、各実施医療機関が定める接種費用から助成額の2,000円が差し引かれます。

## ■保護者の同伴について

原則、予防接種を受ける際には保護者の同伴が必要となります。ただし、お子さんの健康状態がわかるご家族など(未成年者は不可)が「委任状」を持参する場合には、保護者に代わって同伴することが可能です。(委任状は中央区ホームページからダウンロード可能です。)

- (1) 13歳未満の方  
保護者等の同伴が必要です。
- (2) 13歳以上16歳未満の方  
保護者の同意欄に署名のある予診票を持参すれば、保護者等の同伴がなくても接種を受けることができます。この場合、予診票の質問事項に回答できるようにしてください。
- (3) 16歳以上の方  
保護者等の同伴は不要です。

## ■インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が、咳やくしゃみなどをすることにより、口から出た細かな水滴(飛沫)を介して感染します。

インフルエンザの流行は、通常初冬から春先にみられますが、ときには春期、夏期にもみられます。

インフルエンザの病原ウイルスは、少しずつ抗原性を変えることがあり、これに対応するためワクチン株も毎年選定しています。また、ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種2週間後から約5カ月とされていますので、毎年接種が必要です。

インフルエンザの症状は、高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通の風邪に比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのもインフルエンザの特徴です。

裏面もお読みください

## ■予防接種を受ける前にご覧ください

### (1)一般的な注意事項

予防接種は、体調の良いときに受けましょう。体調の悪いときには無理をせず、次の機会を待ちましょう。病気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。お子さんの日ごろの体質や健康状態で何か気にかかることがあるときは、あらかじめ、かかりつけの医師や保健所にご相談ください。

### (2)予防接種を受けることができない方

次の方は、予防接種を受けることができません

- ① 明らかに熱のある方（通常 37.5 度を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方  
「アナフィラキシー」とは、ワクチン接種後に起こる激しいアレルギー反応で、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧低下や意識障害を伴う場合は、「アナフィラキシーショック」と呼ばれます。
- ④ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

### (3)予防接種を受ける際、担当医師とよく相談しなくてはならない方

次の方は、かかりつけの医師と事前によく相談の上、診断書または意見書をもってから接種に行きましょう。

- ① 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気で治療中または発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 発育が悪く医師や保健師の指導を継続して受けている方
- ③ 未熟児で生まれて発育の悪い方
- ④ 風邪などのひきはじめと思われる方
- ⑤ これまでに予防接種を受けて 2 日以内に発熱、発疹などアレルギーを思わせる異常がみられた方
- ⑥ インフルエンザ予防接種の成分、または鶏卵、鶏肉その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあると言われた方
- ⑦ 薬を使用して皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑧ 今までにけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ⑨ 今までに気管支喘息等の呼吸器疾患を有する方
- ⑩ 中耳炎や肺炎などにかかりやすく、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の人がいる方

### (4)予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ① 予防接種を受ける前後 30 分間は、飲んだり食べたりしないでください。
- ② 予防接種を受けた後 30 分間は、接種場所でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。アナフィラキシーなど急な副反応はこの間に起こることがあります。
- ③ 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ④ 接種後 1 週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ⑤ このワクチンは不活化ワクチンです。令和 2 年 10 月より不活化ワクチンの接種間隔が撤廃され、このワクチン接種後に違う種類の生ワクチンや不活化ワクチンを接種する場合には、翌日から接種が可能です。
- ⑥ 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差支えありませんが接種部位はこすらないでください。
- ⑦ 接種当日は激しい運動は避けてください。その他はいつも通りの生活で差支えありません。

## ■インフルエンザ予防接種の副反応や副反応が起こった場合

予防接種の後、接種部位が赤みを帯びたり、腫れたり痛んだりすることがありますが、通常 2～3 日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。通常 2～3 日のうちに治ります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。以上のような症状があらわれた場合は、接種した医師またはかかりつけ医へご相談ください。

詳細は区ホームページをご覧ください

中央区 小児インフル 接種



〈区ホームページ〉

問合せ先

中央区保健所 健康推進課

中央区明石町12-1

電話 3541-5930